

令和元年度

習志野市防災会議資料

(令和2年2月10日(月)開催)

目 次

報告第 1	令和元年度に実施した各種防災対策について	P1
報告第 2	令和元年度に実施した各種防災訓練について	P3
報告第 3	令和元年台風第 1 5 号及び第 1 9 号並びに 第 2 1 号に伴う大雨について	P6
審議第 1	習志野市地域防災計画の一部修正について	P13
審議第 2	令和 2 年度習志野市総合防災訓練の実施方針 (案) について	P18

令和元年度に実施した各種防災対策について

令和元年度に実施した各種防災対策について、次のとおり報告する。

1. 防災行政無線設備のデジタル化推進

「防災行政無線デジタル化整備計画」に基づき、今年度に1局の屋外拡声子局のデジタル化を実施し、49局ある子局のうち、26局がデジタル式となった。今後、令和2年度までに全ての子局をデジタル式に更新する。

2. 帰宅困難者支援マニュアルの修正

津田沼駅周辺に発生した帰宅困難者対応を明記した「帰宅困難者支援マニュアル」について、習志野市地域防災計画及び習志野市国民保護計画で定める災害発生時に円滑な対応が取れること、また、地震以外に風水害及び武力攻撃事態等に対応できるよう修正した。

3. 災害時応援協定等の締結

平成30年度に引き続き、新たな協定等の締結を進め、防災対策の強化を図った。

【締結協定】

	締結先	協定等名称 及び 内容	締結年月
1	千葉県理容生活衛生同業組合 習志野支部	■協定書等名称 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書 ■内容 避難所等で生活する避難者に対する洗髪等の理容ボランティア実施	平成31年3月
2	千葉土建 一般労働組合 船橋習志野支部	■協定書等名称 災害時の応急措置に関する協定書 ■内容 避難所等の公共施設の応急措置、災害救助法に基づく住宅の応急修理等	令和元年7月
3	【再締結】 千葉県 行政書士会	■協定書等名称 災害時における支援協力に関する協定 ■内容 各種行政手続きの支援、相談窓口の開設等	令和元年7月

4	株式会社 カインズ	■協定書等名称 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 ■内容 日用品等の生活必需品や災害時の応急対策に必要な物資の供給	令和元年7月
5	株式会社 デベロップ	■協定書等名称 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書 ■内容 コンテナモジュール(移動式宿泊施設)の提供	令和2年1月
6	株式会社 ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局	■協定書等名称 災害時における人員及び車両等の提供に関する協定書 ■内容 人的支援や車両及び物資等の提供	令和2年2月 (予定)

4. その他

(1) 自助・共助の活動促進について

防災出前講座の件数や自主防災組織の新規設立は微増であり、町会への防災訓練支援の件数は減少傾向にある。

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R1年度
出前講座実施件数	32	18	25	14	21	12※
町会等防災訓練 支援件数	20	10	6	3	1	2※
自主防災組織 新規設立数	8	10	1	4	1	6※

※ H31年度(R1年度)については12月末時点の数値

(2) 災害配備状況

平成31年度(令和元年度)は、令和2年1月28日時点までに災害対策本部を3回設置した。詳細は、「報告第3 令和元年度台風第15号及び第19号並びに第21号に伴う大雨について」を参照

(3) 災害廃棄物処理計画の策定について

災害時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた「習志野市災害廃棄物処理計画」を策定した(令和2年1月31日)。

令和元年度に実施した各種防災訓練について

1. 令和元年度習志野市総合防災訓練

目 的

市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的として実施する。その際、各会場において市民の要望を踏まえた時間配分・個別課目訓練を取り入れ、広く多くの市民が参加できるような訓練とする。

日 時

令和元年9月8日(日) 午前9時00分～

訓練会場・項目・内容

訓練当日、午前9時00分に習志野市直下を震源とする M7. 3、震度6強の地震が発生したとの想定のもと、市民、市役所の対応訓練を実施した。

訓練項目		会 場
市民 防災力 向上 訓練	市民初動訓練	市内全域
	地区対策支部運営訓練	市内全小学校の指定場所(16箇所)
	避難所運営訓練	市内小中高等学校体育館等(26箇所)
	個別課目訓練	市内小中高等学校体育館等(26箇所)
医療本部・応急救護所訓練		市庁舎GF、第一・二・七中学校、保健会館 災害拠点病院(1箇所) 救急告示病院(3箇所)

※その他訓練として「企業局災害出動訓練」を実施した。

訓練参加者・参加人数

1. 訓練参加機関・団体

千葉県企業局船橋水道事務所、習志野市企業局、習志野市消防本部、習志野市消防団、東京電力パワーグリッド(株)、(株)NTT 東日本-南関東、陸上自衛隊第1空挺団、航空自衛隊第1高射隊、日本大学生産工学部、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野市アマチュア無線非常通信連絡会

2. 参加人数

(1)避難者(市民参加)数	2, 555名
(2)参加機関・市職員数	529名
参加者計	3, 084名

成果・課題

1. 成果

- ・参加者アンケートより、避難所に来た参加者のうち約5割がシェイクアウト(身を守る安全行動)を行っていることがわかり、地震時の初動行動がある程度認知されてきていることがうかがえた。
- ・避難所運営訓練については、アンケートの回答から参加者が自ら主体となり、運営委員長の選出やグループ編成を行っていたことがうかがえ、徐々にではあるが市民主体で避難所運営を行う意識が浸透してきたと考えられる。
- ・個別課目訓練では、事前に19個の課目を提示し、地域の希望する3個の訓練を実施することを基本として構成した。この結果、アンケートの自由記述からも、「満足した」「概ね満足した」との意見を8割以上の方からいただいた。
- ・避難所毎に訓練の時間配分を決めていただき、地域の実情に即した訓練を重点的に行う等、市民主体の訓練が行えたものと考えられる。
- ・医療本部・応急救護所訓練については、無線による情報伝達訓練、医師を中心としたトリアージ訓練については、これまでの繰り返し訓練の成果もあり、今回は最もスムーズな設置や実施ができたと思われる。

2. 課題

- ・アンケートより、「避難所運営について理解ができなかった。」との回答が2割程度あったことから、避難所運営方法に係る市民周知について、新たな方法を検討することが必要である。
- ・訓練参加者の年齢層で30歳代以下の参加が1割にも届いていないことから、総合防災訓練の積極的な参加を促す周知方法について、検討する必要がある。
- ・司会進行が体育館内で使用したマイクの声が聞こえにくいとの意見が多数あったため、マイクの調整等を行うことにより改善を図る必要がある。
- ・当日は気温が高く、訓練中の暑さ対策が課題となった。
- ・医療本部・応急救護所訓練の課題としては、災害時に傷病者はまず応急救護所に行くということを市民に知ってもらう必要がある。そのためには、市民参加型の応急救護所訓練を検討するとともに、ホームページ等を活用し、応急救護所について市民への周知に努めていきたい。

2. その他の訓練について

○災害医療アマチュア無線訓練【毎月】

毎月第四火曜日に三師会、災害拠点病院及び3箇所の救急告示病院、並びに非常時アマチュア無線連絡会による無線交信訓練を実施している。

○習志野市災害対策本部運営訓練(事務局)【令和元年5月23日】

危機管理監、危機管理課職員、災害対策本部事務局員(総務部応援職員)を中心に災害対策本部の設置の方法や役割、活動等を習得するために実施している。

※令和元年10月頃に習志野市災害対策本部運営訓練を実施する予定であったが、台風第15号及び台風第19号並びに台風第21号に伴う大雨の影響により、訓練を実施することができなかった。

令和元年 9 月 8 日の大雨・洪水・暴風・波浪警報(台風第 15 号)について (災害報告)

＜警報等の概要＞

日 時	内 容
8 日 16:30	習志野市に暴風・波浪警報が発表される。
8 日 22:50	習志野市に大雨(浸水害に警戒)警報が発表される。
9 日 00:15	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(01:30 迄有効)
9 日 01:15	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(02:30 迄有効)
9 日 02:10	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(03:20 迄有効)
9 日 03:06	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(04:20 迄有効)
9 日 03:47	習志野市に洪水警報が発表される。
9 日 04:32	習志野市に発表されていた大雨警報(浸水害に警戒)に(土砂災害に警戒)が付記される。
9 日 05:30	習志野市に土砂災害警戒情報が発表される。
9 日 10:11	習志野市に発表されていた洪水・暴風・波浪警報が解除される。
9 日 10:52	習志野市に発表されていた土砂災害警戒情報が解除される。
9 日 13:21	習志野市に発表されていた大雨警報が解除される。

＜被害状況＞

人 的 被 害	軽症者 4 名	住家等被害	半壊 5 件、一部破損 293 件 (1 月 22 日現在) ※台風第 19 号による被害を含む
崖 崩 れ	なし	道 路 被 害	交通規制 3 箇所
火 災	なし	停 電	延べ約 500 戸
倒 木 等	倒木 122 件、幹・枝折れ 131 件	農 業 被 害	32 件(28,588 千円) 農作物被害(ネギ等)

＜市の体制及び対応状況＞

日 時	詳細内容
8 日 14:30	台風第 15 号の接近に伴い、危機管理監判断により、危機管理監、危機管理課 2 名の計 3 名が市役所で待機体制をとる。
8 日 16:30	暴風・波浪警報が発表され、危機管理監、危機管理課 5 名の計 6 名が情報収集体制をとる。
8 日 22:50	大雨警報(浸水害に警戒)が発表される。暴風・波浪警報は継続。引き続き、危機管理監、危機管理課 5 名の計 6 名で情報収集体制を継続する。
9 日 03:47	洪水警報が発表される。大雨(浸水害に警戒)・暴風・波浪警報は継続。引き続き、危機管理監、危機管理課 5 名の計 6 名で情報収集体制を継続する。

9 日	04:32	大雨警報に(土砂災害に警戒)が付記される。大雨警報(浸水害に警戒)・洪水・暴風・波浪警報は継続。危機管理監判断により引き続き、危機管理監、危機管理課 5 名の計 6 名で情報収集体制を継続する。
9 日	05:00	気象状況から危機管理監判断により情報収集体制を拡大。危機管理課 2 名を追加し、危機管理監、危機管理課 7 名の計 8 名で情報収集体制を継続する。
9 日	05:30	土砂災害警戒情報が発表される。災害対策本部を設置。風水害第 1 配備に移行する。
9 日	06:29	第 1 回災害対策本部会議開催
9 日	06:57	急傾斜地崩壊危険箇所(屋敷、本大久保、花咲、向山、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、実籾本郷)に避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)を発令する。
9 日	08:00	第 2 回災害対策本部会議開催
9 日	10:11	洪水・暴風・波浪警報が解除される。大雨(浸水害・土砂災害に警戒)及び土砂災害警戒情報は継続されているため、災害対策本部(風水害第 1 配備)は継続する。
9 日	10:52	土砂災害警戒情報が解除される。これに伴い、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)を全ての地域で解除する。また、避難所の閉鎖を開始。
9 日	11:05	全ての避難所が閉鎖されたことに伴い、災害対策本部(風水害第 1 配備)を解散し、情報収集体制に移行する。
9 日	13:21	大雨(浸水害・土砂災害に警戒)警報が解除され、市内に発表されていた全ての気象警報が解除となったことから、情報収集体制を解除する。

〈気象状況等〉 習志野市消防本部、気象庁 HP 観測地等より

区 分		観測値	観測日時
雨 量	総雨量	43.0 mm	8 日 16 時 00 分 ～ 9 日 14 時 00 分
	最大時間雨量	9.5 mm	9 日 01 時 40 分 ～ 02 時 40 分
	最大 10 分間雨量	3.5 mm	9 日 01 時 30 分 ～ 01 時 40 分
	最大時間雨量の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な雨・非常に激しい雨・激しい雨・強い雨・やや強い雨	
風 速	最大瞬間風速	46.3 m/s	9 日 04 時 14 分(起時)
	最大平均風速	29.1 m/s	9 日 04 時 23 分(起時)
	最大平均風速の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な風・ 非常に強い風 ・強い風・やや強い風	
気圧		最低 960.9 hPa	9 日 04 時 33 分(起時)
参考観測情報等			なし

＜市内の交通情報＞ 9日の状況

区 分	路 線		状 況
鉄 道	JR 線	総武線	運休及び運転見合わせ
		京葉線	運休及び運転見合わせ
	京成線	本線	遅れ
		千葉線	遅れ
	新京成線		遅れ

＜他自治体への支援＞

発災2日後の9月11日から、県内の各自治体に対して、人的・物的支援を積極的に実施し、10月4日までに延べ200名以上の職員を派遣した。

1. 南房総市に対する支援（災害時における相互応援に関する協定）

被害が大規模であったため、直接現地に職員を派遣して状況を確認したうえで、要請を待たずに支援を開始した。

■人的支援

保健師による要支援者の個別訪問、リ災証明に係る住宅被害調査、被災家屋等のブルーシート展張、人的支援ごみの収集、救援物資の仕分け、災害対策本部の応援等、危機管理監をはじめ消防職員を含む延べ194名の職員による各種業務支援

■物的支援

ブルーシート843枚、土のう袋500箱、飲料水106箱

2. 多古町及びかずさ水道広域連合企業団に対する支援（千葉県水道災害相互応援協定）

- ・給水車の派遣

3. 匝瑳市及び山武市に対する支援（災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定）

- ・ブルーシート各市100枚

4. 君津市に対する支援

- ・9月22日に執行した君津市長・市議会議員選挙の期日前投票事務に係る応援職員の派遣

令和元年 10 月 12 日の大雨・洪水・暴風・波浪警報(台風第 19 号)について (災害報告)

＜警報等の概要＞

日 時	内 容
12 日 06:41	習志野市に大雨(浸水害に警戒)・暴風・波浪警報が発表される。
12 日 07:15	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(08:30 迄有効)
12 日 07:29	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(08:40 迄有効)
12 日 08:38	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(09:50 迄有効)
12 日 09:40	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(10:50 迄有効)
12 日 10:39	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(11:50 迄有効)
12 日 10:52	習志野市に発表されていた大雨警報(浸水害に警戒)に(土砂災害に警戒)が付記される。
12 日 11:50	習志野市に洪水警報が発表される。
12 日 15:55	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(17:10 迄有効)
12 日 23:31	習志野市に発表されていた大雨(浸水害・土砂災害に警戒)・洪水警報が解除される。
13 日 02:48	習志野市に発表されていた全ての気象警報が解除される。

＜被害状況＞

人的被害	中等症 1 名	住家等被害	半壊 5 件、一部破損 293 件 (1 月 22 日現在) ※台風第 15 号による被害を含む
崖崩れ	なし	道路被害	なし
火災	なし	停電	市内全域(12 日 8:10-8:29 頃)
倒木等	傾木 31 件、幹・枝折れ 25 件	農業被害	3 件(1,084 千円) 農作物被害(ネギ等)
避難者数	最大 1,054 人(12 日 19:00 時点)		

＜市の体制及び対応状況＞

日 時	詳細内容
8 日	タイムラインを新たに作成し、事前実施すべき事項の準備に着手 ＜準備のための重視事項＞ ①災害対策本部の早期設置 ②倒木防止のための事前処置(停電予防) ③高潮対策
9、11 日	倒木防止のための事前処置、排水溝の清掃、排水ポンプの点検 急傾斜地住民に対する広報車による注意喚起・ビラ配布 避難所となる学校職員等と避難者の受入体制を調整等
11 日 17:00	台風第 19 号の接近に伴い、本部長(市長)判断により、災害対策本部設置

		第 1 回災害対策本部会議開催 危機管理監、危機管理課 4 名の計 5 名が市役所で体制をとる
12 日	08:30	台風第 19 号の接近に伴い、本部長判断により、災害対策本部(風水害本部第 1 配備)設置。地区対策支部・避難所配備職員参集。
12 日	10:00	市内全域に「避難勧告(警戒レベル 4)」を発令、これに伴い、災害対策本部(風水害第 2 配備)へ移行 市内全 16 地区対策支部設置済 市内全 27 避難所開設済
12 日	13:00	第 2 回災害対策本部会議開催
13 日	05:00	市内全域に発令されていた「避難勧告(警戒レベル 4)」を解除 災害対策本部(風水害第 1 配備)へ移行
13 日	05:04	第 3 回災害対策本部会議開催
13 日	08:55	市内全 16 地区対策支部閉鎖済 市内全 27 避難所閉鎖済
13 日	11:00	第 4 回災害対策本部会議開催
13 日	11:20	災害対策本部(風水害第 1 配備)解散
13 日	17:00	災害対策本部解散

〈気象状況等〉 習志野市消防本部、気象庁 HP 観測地等より

区 分		観測値		観測日時
雨 量	総雨量	80.0	mm	11 日 17 時 00 分 ～ 13 日 17 時 00 分
	最大時間雨量	19.5	mm	12 日 09 時 00 分 ～ 10 時 00 分
	最大 10 分間雨量	7.5	mm	12 日 08 時 20 分 ～ 08 時 30 分
	最大時間雨量の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な雨・非常に激しい雨・激しい雨・強い雨・やや強い雨		
風 速	最大瞬間風速	48.6	m/s	12 日 21 時 44 分(起時)
	最大平均風速	24.6	m/s	12 日 21 時 54 分(起時)
	最大平均風速の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な風・非常に強い風・強い風・やや強い風		
気圧		最低	968.1 hPa	12 日 21 時 10 分(起時)
参考観測情報等				なし

〈市内の交通情報〉 12 日の状況

区 分	路 線		状 況
鉄道	JR 線	総武線	運休及び運転見合わせ
		京葉線	運休及び運転見合わせ
	京成線	本線	遅れ
		千葉線	遅れ
	新京成線		遅れ

令和元年 10 月 25 日の大雨・洪水・暴風・波浪警報(台風第 21 号)について (災害報告)

〈警報等の概要〉

日 時	内 容
25 日 08:36	習志野市に大雨警報(土砂災害に警戒)が発表される。
25 日 09:14	習志野市に発表されていた大雨警報(土砂災害に警戒)に(浸水害に警戒)が付記される。
25 日 10:01	習志野市に洪水警報が発表される。
25 日 12:27	習志野市に土砂災害警戒情報が発表される。
25 日 14:45	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(16:00 迄有効)
25 日 15:39	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(16:50 迄有効)
25 日 16:36	習志野市に竜巻注意情報が発表される。(17:50 迄有効)
25 日 21:10	習志野市に発表されていた土砂災害警戒情報が解除される。
25 日 21:20	習志野市に発表されていた大雨警報・洪水警報が解除される。

〈被害状況〉

人的被害	なし	住家等被害	一部破損 1 件(12 月 11 日現在)
崖崩れ	実籾 5 丁目 36 番	道路被害	交通規制 1 か所(実籾本郷)
火災	なし	停電	なし
倒木等	なし	農業被害	農作物被害(ほうれん草等)
避難者数	最大 11 人 (実籾小 1 名・習高 10 名)		

〈市の体制及び対応状況〉

日 時	詳細内容
25 日 8:36	大雨警報が発表され、危機管理監、危機管理課 7 名の計 8 名が情報収集体制をとる。
25 日 9:35	実籾 5 丁目 36 番先にて崖崩れ発生(消防より第一報)
25 日 9:50	大雨警報(土砂災害に警戒)が発表され、警戒配備体制をとる。
25 日 10:18	崖崩れ発生に伴い、本部長判断により、土砂災害の避難所開設準備開始 ※崖崩れを受け習志野高校避難所を優先開設
25 日 10:35	屋敷、本大久保、花咲、向山、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、実籾本郷地区の崖近くを対象に「避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル 3)」を発令
25 日 11:00	災害対策本部(風水害本部第 1 配備)設置
25 日 11:30	第 1 回災害対策本部会議開催
25 日 12:00	企業局 災害対策本部設置
25 日 13:00	屋敷、本大久保、花咲、向山、津田沼、鷺沼、藤崎、実籾、実籾本郷地区の崖近くを対象に「避難勧告(警戒レベル 4)」を発令
25 日 16:45	第 2 回災害対策本部会議開催

25 日	19:32	企業局 災害対策本部解散
25 日	22:10	災害対策本部(風水害本部第 1 配備)解散

〈気象状況等〉 習志野市消防本部観測地等より

区 分		観測値		観測日時
雨 量	総雨量	86.5	mm	25 日 08 時 00 分 ～ 25 日 23 時 00 分
	最大時間雨量	22.0	mm	25 日 12 時 20 分 ～ 13 時 20 分
	最大 10 分間雨量	6.5	mm	25 日 12 時 10 分 ～ 12 時 20 分
	最大時間雨量の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な雨・非常に激しい雨・激しい雨・ 強い雨 ・やや強い雨		
風 速	最大瞬間風速	20.1	m/s	25 日 14 時 33 分(起時)
	最大平均風速	12.2	m/s	25 日 14 時 39 分(起時)
	最大平均風速の程度 (気象庁予報用語の区分)	猛烈な風・非常に強い風・強い風・ やや強い風		
気圧		最低	1000.9 hPa	25 日 23 時 57 分(起時)
参考観測情報等				なし

〈市内の交通情報〉 25 日の状況

区 分	路 線		状 況
鉄道	JR 線	総武線	通常運行
		京葉線	通常運行
	京成線	本線	通常運行
		千葉線	通常運行
	新京成線		通常運行

習志野市地域防災計画の一部修正について

令和元年9、10月に発生した台風の教訓等を踏まえ、習志野市地域防災計画について、下記のとおり一部修正を行うもの。

1. 風水害における配備体制基準及び災害対策本部設置基準の変更について

風水害における配備体制の基準について、災害対策本部設置に関する区分を削除し、別途、災害対策本部の設置基準を記載するもの

■風水害における配備体制の基準

区分	種別	指揮	配備時期	配備要員
災害対策本部設置前	情報収集体制	危機管理監	1. 次の警報の1以上が習志野市に発表されたとき [自動配備] (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)暴風警報 (4)高潮警報 (5)暴風雪警報 (6)大雪警報 2. 次のいずれかに該当し、危機管理監が必要と認めたとき (1)本市が台風の暴風雨域に入ることが予想されるとき (2)本市に広域的な強い降雨又は強風の継続が予想されるとき (3)千葉県が情報収集体制をとったとき (4)千葉県内又は災害時の相互応援協定締結都市において、大きな被害の発生が予想されるとき又は発生したとき (5)その他災害の発生が予想されるとき	1)危機管理課職員の半数 2)消防本部及び企業局の職員※1
	警戒配備		1. 情報収集体制の配備時期の他に、災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、情報収集体制以上の体制が必要と危機管理監が認めたとき	1)危機管理課全職員 2)消防本部及び企業局の職員※1 3)土砂災害の避難所配備職員※2 4)その他危機管理監が必要と認めた各部局の職員
災害対策本部設置後	風水害本部第1配備	本部長(市長)	1. 本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき 1. 次のいずれかに該当し、本部長(市長)が必要と認めたとき (1)本市に土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき又は発表されたとき (2)市内において、甚大な被害の発生が予想されるとき又は発生したとき 2. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき	1)総務部の全職員 2)風水害本部第1配備職員(震災時警戒配備職員)※3 ①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※4 ③地区対策支部職員及び避難所配備職員 (各所属勤務場所待機)

風水害本部第2配備	1. 次の特別警報の1以上が習志野市に発表されることが見込まれるとき又は発表されたとき (1)大雨特別警報 (2)洪水特別警報 (3)暴風特別警報 (4)高潮特別警報 (5)暴風雪特別警報 (6)大雪特別警報 2. 第1配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき 3. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき	風水害本部第1配備職員の他に、本部第2配備職員(各部所属人員の3分の2の職員)
風水害本部第3配備	1. 次の特別警報の1以上が習志野市に発表されたとき (1)大雨特別警報 (2)洪水特別警報 (3)暴風特別警報 (4)高潮特別警報 (5)暴風雪特別警報 (6)大雪特別警報 1. 第2配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が必要と認めたとき 2. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき	1)全ての部局の職員 2)長期にわたるときは、あらかじめ編成した各本部配備の3グループがローテーションで対応する

■災害対策本部の設置基準

1. 次のいずれかに該当し、災害対策本部の設置が必要であると本部長(市長)が必要と認めたとき
- (1)本市が台風の暴風雨域に入ること、あるいは広域的な強い降雨又は強風の継続が予想され、全ての部局による組織的な事前準備が必要なとき
- (2)本市に土砂災害警戒情報又は次の特別警報の1以上が習志野市に発表されることが予想されるとき又は発表されたとき
- ① 大雨特別警報 ② 洪水特別警報
- ③ 暴風特別警報 ④ 高潮特別警報
- ⑤ 暴風雪特別警報 ⑥ 大雪特別警報
- (3)市内において、甚大な被害の発生が予想されるとき又は発生したとき
2. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき

修正理由

令和元年台風第15号、第19号及び第21号に伴う大雨の教訓により、土砂災害警戒情報等の発表前においても、状況に応じて、災害対策本部を設置する場合があることを明文化するため、風水害における配備体制から、災害対策本部の設置基準を独立させたことによるもの

2. 土砂災害の避難所の追加について

土砂災害の避難所について、急傾斜地付近の避難所を新たに3か所追加するもの。

・土砂災害の避難所配備職員

[修正前]	[修正案]
土砂災害の避難所配備職員とは、屋敷小学校・向山小学校・津田沼小学校・鷺沼小学校・藤崎小学校・第五中学校・実籾小学校・実籾高校・習志野高校の9か所の避難所に指定されている配備職員のうち危機管理監が必要と認めた職員をいう。	土砂災害の避難所配備職員とは、屋敷小学校・向山小学校・津田沼小学校・鷺沼小学校・藤崎小学校・第五中学校・実籾小学校・実籾高校・習志野高校・ 大久保東小学校・第二中学校・第六中学校の12か所 の避難所に指定されている配備職員のうち危機管理監が必要と認めた職員をいう。

修正理由

令和元年台風第15号、第19号及び第21号に伴う大雨の教訓により、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所近隣の避難所について、新たに土砂災害の避難所として3箇所追加するため。なお、本計画においては土砂災害の避難所配備職員に関する記載において明記する。

3. 避難の種類及び発令基準における警戒レベルの追加

避難の種類及び発令基準について、表に警戒レベルを加え、欄外に本部長の判断により避難勧告等を発令できる旨を追記

■避難の種類及び発令基準

区分	種類	内 容	基 準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、早めの段階で避難行動の開始を求めるもの (拘束力「弱」)	1)24 時間積算雨量が 200mm 以上に達したとき (対象:急傾斜地崩壊危険区域) 2)河川の警戒巡視等により危険が予測されるとき (対象:河川はん濫により影響のある地域) 3)避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要であると の危機管理監の進言に基づき 本部長(市長)が 必要と 認めたとき 4)その他の状況により本部長(市長)が必要と認めるとき
警戒レベル4・警戒レベル5	避難勧告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの (拘束力「中」)	1)浸水被害が発生すると予想されるとき 2)24 時間積算降雨量が 250mm 以上に達したとき (対象:急傾斜地崩壊危険区域) 3)がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき 4)土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まったと認められるとき 5)河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき (対象:河川はん濫により影響のある地域) 6)火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき 7)有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき 8)その他災害の状況により、住民の生命及び身体を守るため本部長(市長)が必要と認めるとき
	避難指示 (緊急)	住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもので、危険の切迫性があり緊急的に避難させること (拘束力「強」)	

※ 避難勧告及び避難指示(緊急)は、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、本部長(市長)は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。(平成 25 年 6 月 21 日災害対策基本法の一部改正)

また、気象警報や土砂災害警戒情報等の発表状況、雨量や風速等の気象状況、被害の発生状況等を総合的に踏まえ、本部長(市長)の判断により発令を決定する。

修正理由

令和元年 5 月より内閣府による警戒レベルの運用が開始されたこと及び避難勧告等を本部長(市長)判断により発令できることを明文化するため

4. その他

経年変化、施設の新規設置及び廃止、誤字等による修正を行うほか、千葉県からの指示に基づく修正や資料編の「協定書」等の加筆修正を行う。

令和 2 年度習志野市総合防災訓練の実施方針（案）について

1. 習志野市総合防災訓練

(1) 目的

市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的として実施する。その際、各会場の地区の特性を踏まえ、その地区の市民の要望を取り入れた時間配分及び個別課目訓練を実施し、より広く多くの市民の方に充実感をもって参加いただける訓練とする。

(2) 実施日

調整中

(3) 訓練会場及び内容

- ・市内全域での一斉シェイクアウト、火災予防措置及び安否確認
- ・市内16箇所の市立小学校を会場とした避難所開設訓練
- ・防災倉庫内資機材を使用した避難所居住空間設置訓練
- ・各会場で、市、関係機関が協力した個別課目訓練
- ・災害医療本部・応急救護所訓練

2. 総合防災訓練以外の個別訓練

総合防災訓練の他に、各種のマニュアルを活用した以下の実動訓練を実施し、引き続き各種対策の強化を図る。

- (1) 災害対策本部運営訓練（業務継続計画検証）
- (2) 職員安否確認訓練
- (3) 自主防災組織（町会）等の訓練